

令和 7 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 9 月 2 日

担当部・課：産業部 農林課〔内線 3 5 5 2〕

① 件 名												
目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の変更について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
【背景】 令和 4 年 5 月の農業経営基盤強化促進法の改正（令和 5 年 4 月施行）により、地域の農業課題を実効的に解決し、持続可能な農業の実現を図るため、人・農地プランを発展させた「地域計画」の策定が義務付けられ、この改正を受け、本市では令和 7 年 3 月 3 1 日までに 1 6 地区の地域計画を策定した。 今回、桃生地区において、地権者から太陽光発電施設設置に伴う農地転用に関し、計画区域からの除外を求める変更申出書が提出されたことを受け、協議の場を開催し、当該土地を含めた地域全体の見直しについて協議を行ったところである。 【目的】 変更申出及び地域の協議に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を変更するもの。												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
【根拠法令】 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号） 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号） 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 3 節 魅力的な農林畜産業の振興 2 持続可能な農業生産体制を整備する												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<table><tr><td>令和 7 年 3 月</td><td>地域計画策定</td></tr><tr><td>5 月～</td><td>桃生地区において地域計画変更申出書 7 件の提出</td></tr><tr><td>5 月 2 2 日</td><td>計画見直しに係る関係者事前協議（変更協議開催について検討）</td></tr><tr><td>6 月 1 9 日</td><td>桃生地区計画変更に係る協議</td></tr><tr><td>7 月～</td><td>地域計画（変更）案作成</td></tr><tr><td>8 月</td><td>関係機関（農業委員会、土地改良区等）から意見聴取</td></tr></table>	令和 7 年 3 月	地域計画策定	5 月～	桃生地区において地域計画変更申出書 7 件の提出	5 月 2 2 日	計画見直しに係る関係者事前協議（変更協議開催について検討）	6 月 1 9 日	桃生地区計画変更に係る協議	7 月～	地域計画（変更）案作成	8 月	関係機関（農業委員会、土地改良区等）から意見聴取
令和 7 年 3 月	地域計画策定											
5 月～	桃生地区において地域計画変更申出書 7 件の提出											
5 月 2 2 日	計画見直しに係る関係者事前協議（変更協議開催について検討）											
6 月 1 9 日	桃生地区計画変更に係る協議											
7 月～	地域計画（変更）案作成											
8 月	関係機関（農業委員会、土地改良区等）から意見聴取											

⑤ 主な内容			
地域計画変更点 地域名：桃生地区			
掲載事項		変更後	変更前
1 地域における農業の将来の在り方			
(1) 区域の状況			
区域内の農用地面積 (②+③)		1,711.06ha	1,851.41ha
①農業振興地域のうち農用地域内の農地面積		1,700.27ha	1,717.92ha
②田の面積		1,655.84ha	1,784.66ha
③畑の面積		55.21ha	66.74ha
2 農業の在り方に向けた農用地の効率かつ総合的な利用に関する目標			
(2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率		80%	85%
将来の目標とする集積率		90%	90%
4 地域内の農業を担う者の一覧			
経営体数		149 経営体	147 経営体
6 目標地図		変更内容に合わせて更新	
※地域計画掲載事項 6 項目のうち 4 項目を変更			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】 地域計画を変更することで、より現状に即した計画となり、引き続き、農地の集積、集約が促進され、地域農業の維持・発展が図られる。			
【市財政への負担】 特になし			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和 7 年 9 月 ・ 地域計画（変更）の縦覧公告（2 週間） ・ 地域計画の決定、公告、公表、県へ報告			
⑨ その他			
土地利用の状況や担い手の変化に対応するため、地域での話し合いを継続し、必要に応じ更新を行う（地域計画更新手続きについては、原則、年 1 回以上地区ごとに協議の場を開催（臨時開催 6 月、定期開催 1 2 月）し、更新を行う）。			